

# 公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領

平成 19 年 2 月 16 日  
 熊本県公立大学法人評価委員会決定  
 一部改正：平成 24 年 6 月 14 日  
 一部改正：平成 27 年 7 月 15 日  
 一部改正：平成 29 年 11 月 13 日

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

## 1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

## 2 評価の種類

評価委員会が行う評価は、次の3つとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第1～3号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
中間評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第2号	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第3号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

### 3 評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

#### (1) 年度評価

##### ア 項目別評価

- ① 法人は、年度計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、業務実績報告書等を踏まえ、当該最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に示す視点に該当する取組か否かを審査することにより評価する。

なお、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性に配慮するため、専門的な評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価する。

##### イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的な評価を行う。

#### (2) 中間評価・期間評価

##### ア 項目別評価

- ① 法人は、中期計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、中期計画の「1 大学の教育研究等の質の向上」については中項目、それ以外については大項目ごとに、別紙「評価基準表」に基づき、中期目標・中期計画の達成状況を評価する。

なお、評価に当たっては、業務実績報告書等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえ、中期計画策定時に設定した指標を基に、客観的かつ総合的に行うこととする。

##### イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況について総合的な評価を行う。

#### 4 評価の進め方

- (1) 法人は、次に掲げる提出期限までに、業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価の名称	業務実績報告書提出期限
年度評価	毎事業年度終了後3ヶ月以内
中間評価	中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後3ヶ月以内
期間評価	中期目標期間の最後の事業年度終了後3ヶ月以内

- (2) 評価委員会が評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。

- (3) 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

#### 5 その他

この実施要領については、必要に応じて見直すことができるものとする。

##### 附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施について適用し、施行日前に終了する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施については、なお従前の例による。

## (別紙) 評価基準表

### ①年度評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	年度計画を上回って実施している。
A	年度計画を順調に実施している。
B	年度計画を十分に実施していない。
C	年度計画を実施していない。

評価委員会評価	
視点	評価基準
顕著	顕著な成果をあげた取組
独自	大学の特色や特性を活かした取組
新規	新たな取組
着実	継続的な実施により着実な成果をあげた取組
注目	マスコミ・報道等から注目された取組
課題	進行の遅れがみられる又は改善が望まれる取組

### ②中間評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を順調に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ランク	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が見込まれる。(評価委員会が特に認める場合)
2	中期目標・中期計画の達成が見込まれる。
3	中期目標・中期計画の達成が厳しい状況にある。
4	中期目標・中期計画の達成のためには、取組の改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

### ③期間評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を十分に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ランク	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が得られた。(評価委員会が特に認める場合)
2	中期目標・中期計画を達成している。
3	中期目標・中期計画を十分に達成していない。
4	業務運営について改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

(参考)

## ○地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第 78 条の 2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第 28 条から第 30 条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第 3 号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後 3 月以内に、同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第 1 項の評価は、同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

(認証評価機関の評価の活用)

第 79 条 評価委員会が公立大学法人について前条第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第 3 号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第 79 条の 2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第 78 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第 1 項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

## ○公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(業務実績等報告書の作成)

第 21 条 法第 78 条の 2 第 2 項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに、業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果（以下この条において「業務の実績等」という。）を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績等を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績等を明らかにした報告書及び中期目標の期間における業務の実績等を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目